

憲法理論研究会規約

一九九二年七月二〇日決定
一九九二年八月二〇日施行
一九九七年五月一日改正
二〇一〇年五月九日改正
二〇一八年五月一三日改正
二〇二二年五月一五日改正
二〇二二年一〇月一五日改正

（名称）

第一条 本会は、憲法理論研究会 (Association for Studies of Constitutional Theory) と称する。

（所在地）

第二条 本会の事務所は、事務局長の研究室に置く。

（目的）

第三条 本会は、次のことを目的とする。

- 一 日本国憲法の基本理念の擁護
- 二 総合的で科学的な憲法理論の創造
- 三 会員間の、世代を超えた自由で学問的な交流と協力の促進

（事業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- 一 学術研究総会の開催
- 二 研究会の定期的開催
- 三 研究成果の公表
- 四 前条第一号及び第二号に掲げる目的を共有する内外の学術機関・団体との交流の促進
- 五 その他必要と認められる事業

（会員）

第五条 次に掲げる者は、会員二名の推薦に基づき、事務総会の承認により、本会の会員となることができる。

- 一 憲法を研究する者であって、本会の目的に賛同する者
- 二 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者

（会費）

第六条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（退会）

第七条 会員は、事務局に退会の意思を通知することにより、いつでも退会することができる。退会については、事務局長が運営委員会で報告する。

2 会員が、死亡又は失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。

（会員登録の抹消）

第八条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決を経て、本会会員としての登録を抹消することができる。この場合には、あらかじめ本人に通知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

- 一 督促にもかかわらず、三年以上会費を滞納したとき
- 二 本会又は他の会員の名誉を傷つける行為があったとき
- 三 その他、学術研究会の会員としてふさわしくないと認められる事実があったとき

（休会）

第九条 会員は、休会しようとするときは、その旨を事務局に書面をもって申し出るものとする。

2 休会については、運営委員会がこれを承認する。

3 会員は、次の理由により休会することができる。

- 一 国外への留学
- 二 妊娠、出産、育児、介護、病氣療養その他休業を要する事情
- 三 その他、一定期間国内における研究活動ができない事情として運営委員会が承認するもの

4 休会期間は一年間とし、運営委員会において休会が承認された日の次の四月一日から翌年の三月三十一日までとする。ただし、運営委員会の承認により、休会期間を延長することができる。

5 休会する会員は、学会誌を受け取る権利を有しないほか、運営委員の選挙など、学会の運営に関する事項に関わることができない。

（事務総会）

第一〇条 本会の運営に関する基本方針を決定する機関として、事務総会をおく。

2 事務総会は、原則として毎年一回、運営委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。ただし、必要と認められる場合は、随時開催する。

（運営委員会）

第十一条 本会に運営委員会をおく。

2 運営委員会は、事務総会の決定を受け、本会の運営に関する事項を審議する。

3 運営委員の定数及び選出方法は、別に定める。

4 運営委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

5 運営委員会に委員長をおく。委員長は、運営委員の互選による。

6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長は、本会を代表する。

（事務局）

第二二条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。

3 事務局長は、運営委員会の推薦に基づき、事務総会で選出する。

4 事務局員は、会員のなかから、事務局長が委嘱する。委嘱に際しては、運営委員会の承認を必要とする。

（編集委員会）

第二三条 本会の研究成果を公表するために、編集委員会をおく。

2 編集委員会は、編集委員長及び編集委員をもって構成する。

3 編集委員長及び編集委員は、委員長の推薦に基づいて、運営委員会で選出する。

（会計年度）

第二四条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（会計の承認）

第二五条 会計については、運営委員会の審議を経た上で、事務総会の承認を得なければならない。

（会計監査）

第二六条 本会の会計につき監査を行うため、会計監査をおく。

2 会計監査は、委員長の推薦に基づき、事務総会において選出する。

3 会計監査の任期は二年とし、再任を妨げない。

4 会計監査は、毎会計年度末に監査を行い、その結果を事務総会に報告するものとする。

（改正）

第二七条 本規約は、事務総会において、出席会員の過半数の賛成により改正することができる。

附則

本規約は、一九九二年八月二〇日より施行する。

附則（一九九七年五月一日改正）

本規約は、一九九七年五月一日より施行する。

附則（二〇一〇年五月九日改正）

本規約は、二〇一〇年五月九日より施行する。

附則（二〇一八年五月一三日改正）

本規約は、二〇一八年五月一三日より施行する。

附則（二〇二二年五月一五日改正）

1 本規約は、二〇二二年五月一五日より施行する。ただし、八条の規定は、二〇二三年四月一日より施行する。

2 第二条にいう事務局長の研究室は「東京都渋谷区渋谷四―四―二五 青山学院大学 法学部 高佐智美研究室」とする。

附則（二〇二二年一〇月一五日改正）

1 本規約は、二〇二二年一〇月一五日より施行する。

2 第二条にいう事務局長の研究室は「埼玉県草加市学園町一―一 獨協大学法学部 岡田順太研究室」とする。